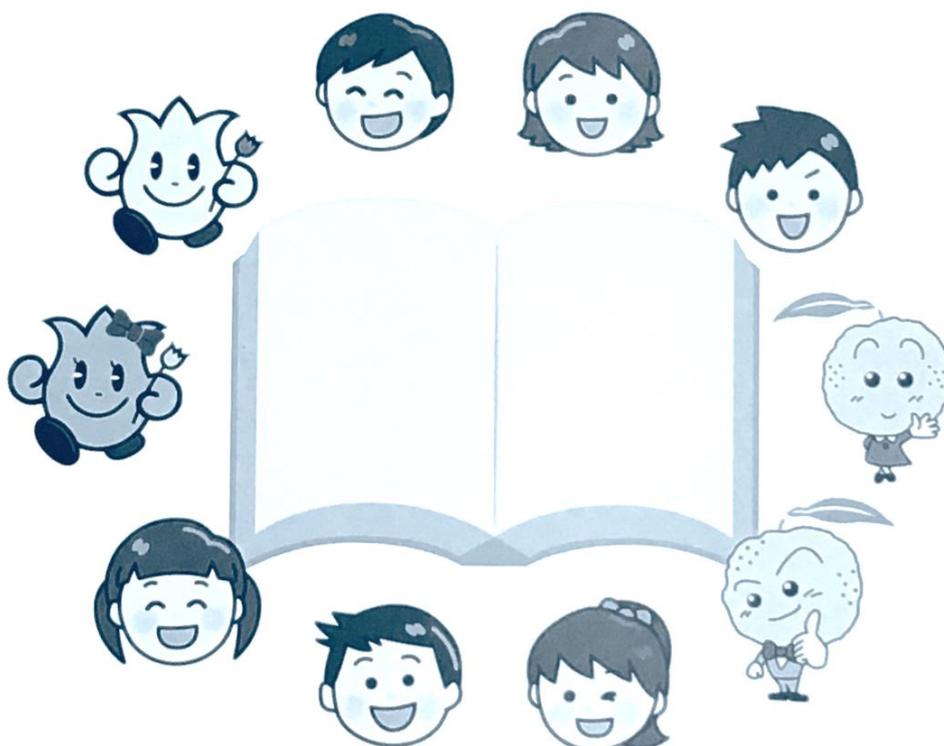


砺波市子ども読書活動推進計画

(第三次)

となみっ子に 読書のたのしみを



平成30年3月

砺波市教育委員会

砺波市子ども読書活動推進計画 (第三次)

となみっ子に 読書のたのしみを

平成30年3月

砺波市教育委員会

目 次

	頁
第1章 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2章 基本の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1 子どもの自主的な読書活動の推進・・・・・・・・	2
2 社会全体での取組みの推進・・・・・・・・	2
3 子どもの読書活動を支える環境の整備・・・・・・・・	2
4 子どもの読書活動に関する意義の普及・・・・・・・・	3
5 第三次計画の期間・・・・・・・・	3
第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な方策・・・・・・・・	4
1 家庭における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・	4
(1) 家庭における読書活動の推進	
2 地域における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・	5
(1) 公民館等地域の施設における読書活動の推進	
(2) 子育て支援センターにおける読書活動の推進	
(3) 放課後児童クラブにおける読書活動の推進	
(4) 児童センター・児童館における読書活動の推進	
(5) 読み聞かせボランティアの活動支援	
3 保育所・認定こども園・幼稚園における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・	8
(1) 絵本に親しめる環境づくり	
(2) 読み聞かせの推進	
(3) 絵本の貸出し	
4 小中学校における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・	10
(1) 教育課程への学校図書館の組入れ	
(2) 学校図書館の機能強化	
(3) 学校図書館システムの整備	
(4) 学校司書の配置と資質向上	
(5) 読書習慣の確立	
(6) 市立図書館との連携	

5	図書館における子どもの読書活動の推進	12
(1)	資料の充実と読書環境の整備	
(2)	図書館相互や関係機関との連携・協力	
(3)	啓発と広報活動	

第4章	連携・協力推進体制	17
1	推進体制	17
2	財政上の措置	17

参考資料

・	子どもの読書活動推進に関する法律	19
・	砺波市子ども読書活動推進計画(第三次)策定会議設置要綱	21
・	砺波市子ども読書活動推進計画(第三次)策定までの経緯	22
・	砺波市子ども読書活動推進計画(第三次)策定委員名簿	23

第1章 はじめに

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

子どもの読書活動の推進に関する法律（第二条 基本理念）

国は、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行しました。翌14年には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、子どもの読書環境を整えるためのさまざまな取組みが行われました。そして、5年ごとの平成20年と25年に見直しを行い、平成25年5月には、「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画（第三次）」が閣議決定されました。その計画の中では、地方公共団体、関係機関等との連携・協力を強調し、家庭・地域、保育所・認定こども園・幼稚園・小中学校、図書館の取組みに分けて推進のための方策が述べられています。

富山県では、平成15年に「富山県子ども読書活動推進計画」を策定しました。その後、平成21年に改訂し、「新・元気とやま創造計画」（平成24年6月策定）及び富山県教育振興基本計画」（平成25年9月策定）を踏まえて、平成26年3月に「富山県子ども読書活動推進計画」を改めて見直しました。

この計画では、平成22年の「国民読書年」により、子どもたちの読書環境が大いに向上していることを評価しているものの、依然として、小学生、中学生、高校生と学年が進むにつれて読書量が減少傾向にあることや、図書館ボランティアの育成、学校資料整備などを課題として挙げています。

砺波市においても、平成20年10月に「砺波市子ども読書活動推進計画」、平成25年3月に「砺波市子ども読書活動推進計画（第二次）」を策定し、子どもの読書活動推進に向けた様々な取組みを進めてきたところです。また、平成28年度には基本方針に「ともに輝き支えあう 人づくり」を掲げた「砺波市教育大綱」を策定し、主要施策として「楽しく学び自らを高める生涯学習の推進」を挙げており、平成32年度に開館予定の「新砺波図書館」に向けた準備も進めています。

この度、国及び県の第三次計画並びに「砺波市教育大綱」を受け、「砺波市子ども読書活動推進計画（第二次）」の基本的な考えを引継ぎ、読書活動を一層促進するため、改めて見直したものです。

第2章 基本的方針

1 子どもの自主的な読書活動の推進

読書を通じて、子どもは多くの知識を得たり、読解力や想像力、思考力、表現力等を身につけるとともに、多様な文化を理解したりすることができます。また、書籍や新聞、図鑑等の資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得することにより、更なる知的探求心や真理を求める力が培われていきます。このため、子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付け、人生をより深く生きることの出来る力を身につけていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することが重要です。

また、読書は子どもが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となります。特に社会が急激に変化し、複雑化していく中で、個人が読書活動などを通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことは、民主的で文化的な社会の発展に必要不可欠なものです。

このような観点から、子どもの自主的な読書活動の推進を図ります。

2 社会全体での取組みの推進

子どもの自主的な読書活動を推進するために、家庭・地域・保育所・認定こども園・幼稚園・小中学校・図書館等が連携・協力し、読書に親しむ機会の充実に向けて、社会全体で取り組むことが必要です。このため、社会全体で読書活動を推進する機運を一層高める必要があります。

このような観点から、それぞれが担うべき役割を果たすとともに、これまで以上に相互に連携・協力し、子どもの自主的な読書活動の推進を図る取組みを進めます。

3 子どもの読書活動を支える環境の整備

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもの発達の段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、読書の幅を広げ、読書体験を深めるような機会を提供するとともに、そのための環境づくりに努めることが必要です。併せて、子どもが読書活動に関心を持つような本を身近に整えることが重要です。このような観点から、子どもの自主的な読書活動の推進に資するために、家庭・地域・保育所・認定こども園・幼稚園・小中学校・図書館において子

子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設・設備、その他の諸条件の整備・充実に努めます。

4 子どもの読書活動に関する意義の普及

子どもは、大人から物語や民話等の話を聞いたり、読書をする大人の姿を見たりすることで読書意欲を高めていきます。このことから、子どもが自主的な読書習慣を身に付けていくためには、保護者、教員、保育士などの子どもにとって身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要であるといえます。

このような観点から、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的機運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及啓発を図るよう努めていきます。

5 第三次計画の期間

計画の期間は、平成30年度(2018年度)から平成34年度(2022年度)までの5年間とし、必要に応じて計画の見直しを図ります。

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な方策

1 家庭における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭における読書活動の推進

【役割】

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されていきます。家庭には、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われるように読書を習慣化する役割があります。

家庭で読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだりするなど、子どもが読書に親しむ環境があることが大切です。また、家庭における読書活動の取組みは、家族間のコミュニケーションを深めることにもつながっていきます。

【現状と課題】

近年、スマートフォンの普及によって、ライフスタイルが大きく変化し、読書にあてる時間が少なくなっていることは、全国的な傾向となっています。そのため、乳幼児のころからの読み聞かせなどにより、読書の習慣づけをすることが重要になっています。

また、乳幼児が親とふれあいながら絵本の読み聞かせをしてもらうことは、親子のコミュニケーションツールともなり、成長とともに、言語の獲得にも有効となっていきます。これらのことから、親と子が自然に本とふれあうことができるように、健康センターや子育て支援センター・保育所・認定こども園・幼稚園など、子育てに身近な環境に絵本を用意することが求められています。

【今後の取組み】

ア 0・1・2歳児絵本事業（ブックスタート事業）

3か月児健診と6か月児もぐもぐ教室で、ボランティアグループにより行われているブックスタート事業では、絵本を読み聞かせした後、家庭でも読み聞かせを行えるよう絵本の配布を行っています。読み聞かせを通じたことばがけをすることで、親子の絆を深めることができることから、図書館や子育て支援センター、子育てサークルが連携して、乳幼児からの読み聞かせの輪を広げていきます。

イ 乳幼児向け図書リストの作成と広報

乳幼児向けおすすめ本の図書リストを作成・配布することにより、親子での読書を促していきます。読み聞かせ会や家庭における読書活動に資する

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な方策

情報、発達段階に適した絵本や物語を紹介した啓発資料等を、様々な機会を通じて提供します。

ウ 読み聞かせ活動の普及

子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する講座や子育て支援の一環として、図書館や児童館で行われる読み聞かせ会など、親子がふれあう機会を通し、読書の楽しさや重要性について理解を深める活動に取り組んでいきます。

エ 男性の読み聞かせ活動の支援

子育て支援の一環として、男性が育児にさらに積極的に取り組めるよう、男性を対象に読み聞かせの大切さを啓発し、読み聞かせを家庭に普及します。

オ P T A活動

小学校・中学校のP T A活動の中に読書啓発事業を組み入れて、積極的に読書の推進を図ります。

2 地域における子どもの読書活動の推進

(1) 公民館等地域の施設における読書活動の推進

【役割】

各地区の公民館では、住民の学習ニーズや地域の実情に応じた多様な学習機会の提供が行われています。社会の要請に的確に対応した取組みや、子どもや若者、働き盛りの世代も含めて、地域住民全体が気軽に集えるコミュニティーのためのサービスを総合的に提供する役割を担っています。

【現状と課題】

地域における子どもが集う場所は、公民館から子育て支援センター・放課後児童クラブ・児童センター・福祉施設などへ移り変わり、読書環境も変化しています。公民館には子育て支援ミニ文庫が設置されていますが、新しい本が少なく、利用も減少しています。

【今後の取組み】

ア 公共施設の図書コーナーの利用促進

図書館から配本している既存の地域文庫や福祉施設に設置されている図書コーナーの情報発信に努め、利用を促します。子どもたちが読書に一層関心を持てるよう環境づくりを進めます。

イ 地域での読書活動の普及・啓発

地域でのおはなし会、講演会及び講座等の実施は、子育てや読み聞かせに関心のある保護者の参加にとどまらないよう、生涯学習以外の行事などと組み合わせるなど、新たな工夫をすることで裾野を広げます。

ウ 地域活動の場での読書普及とPR活動

引き続き、生涯学習講座などを通じ、読書普及やPRに繋がる活動に努めます。

(2) 子育て支援センターにおける読書活動の推進

【役割】

子育て支援センターは、自宅で保育をしている子育て家庭への支援を行うために、子育てに関する相談をはじめ、子育てサークル等への支援、母親の交流、園児との交流を図る役割があります。

【現状と課題】

子育て支援センターでは、絵本コーナーを配置し、気軽に親子が本に親しめる環境づくりに努めています。また、読み聞かせボランティアや職員が、読み聞かせの時間を設けています。

【今後の取組み】

絵本を増やすなど、絵本コーナーの充実に努めます。また、継続してボランティアによる読み聞かせ会を行うなど絵本の楽しさを伝えます。

(3) 放課後児童クラブにおける読書活動の推進

【役割】

放課後児童クラブは、放課後、春休み・夏休み及び冬休み期間中、保護者が就労等により家庭で児童をみるのが困難な場合に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る場です。また、定期的に通う子どもが多く、読書に親しむきっかけになる空間でもあります。

【現状と課題】

子どもたちが読書に意欲を持てるように、図書の整備に努めています。さらに、一層読書の関心を持てるよう新しい本にふれあえる機会が必要です。

【今後の取組み】

子どもたちが読書に一層関心をもてるように、環境の整備と支援員の人材育

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な方策

成と資質の向上に努めます。また、図書館の団体貸出しを利用するなど、新しい本にふれあえる機会を増やしていきます。

(4) 児童センター・児童館における読書活動の推進

【役割】

児童センター・児童館は、放課後や休日等、主に小学生の子どもたちに健全な遊びを提供するとともに、安全に遊べる場所を提供する施設です。各施設に図書コーナーがあり、読書に親しむことができます。

【現状と課題】

子どもたちが読書に意欲を持てるように、図書の整備に努めています。より読書に意欲が持てるよう年齢に応じた図書の充実を図る必要があります。

【今後の取組み】

子どもたちが読書に一層関心を持てるよう年齢に応じた図書の充実に努めるとともに、子どもが読書により親しむことができるよう研修等を通じて職員の資質の向上に努めます。

(5) 読み聞かせボランティアの活動支援

【役割】

地域における読み聞かせボランティアは、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供しており、子どもの自主的な読書活動の推進に大きな役割を果たしています。

【現状と課題】

本市には、読み聞かせ活動を主体としたグループのほか、子育てサポーター養成事業により認定された砺波市子育てボランティアグループがあり、各地区で子育てサークルの開催や子育て支援センターでの協力、保育所・認定こども園・幼稚園行事の協力、講演会時の託児支援などの活動をしています。

市内には読み聞かせボランティアグループが4団体あり、3か月児健診と6か月児もぐもぐ教室の会場や保育所・認定こども園・幼稚園や学校などで乳幼児期から読書・読み聞かせの大切さを啓発しています。

これらのボランティアグループによる読み聞かせは好評を得ており、訪問の希望が年々増加していますが、訪問できる回数には限りがあります。グループによる読み聞かせだけでなく、身近な人が行う読み聞かせも大切であることを伝えていく必要もあります。また、老若男女問わず楽しめることも周知していく必要があります。

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な方策

このほか、グループによる活動ではなく、個人で読み聞かせをしている人や、施設など限られた人を対象とした読み聞かせ活動をしている人もいます。

【今後の取組み】

子どもの読書活動に必要な知識や技術を習得するための研修の機会を設け、ボランティアの育成に努めるほか、活動を継続しやすい環境を整えるため、以下の取組みを行います。

ア 子育てサポーターへの研修の実施

読み聞かせボランティアグループの協力のもと、子育てサポーター養成講座や研修において、子どもの読書に関するテーマを取り入れます。

イ 言葉遊びやわらべ唄に関する講座の実施

読み聞かせボランティアが、絵本を読むだけでなく、昔から受け継がれてきた言葉遊びやわらべ唄のもつ楽しさ、子どもと本を結びつける意義と役割を認識して取り組んでもらえるような講座を企画します。

ウ ボランティア活動のための環境づくり

ボランティア活動に興味がある人が参加しやすくなるよう、環境づくりに努めます。また、個人で活動している人に研修や読み聞かせに関する資料を提供するなど、活動を支援します。

3 保育所・認定こども園・幼稚園における子どもの読書活動の推進

【役割】

保育所・認定こども園・幼稚園は、乳・幼児期に家庭から子どもたちを預かり、集団で保育や幼児教育を実施している施設です。保育所・認定こども園・幼稚園では、人格の基礎が形成されるこの時期に、絵本を通して情操を豊かにするとともに、家庭や地域との連携を図りながら「絵本が大好き！」な子どもを育てる役割を担っています。

(1) 絵本に親しめる環境づくり

【現状と課題】

各クラスに絵本コーナーを設置し、発達段階に応じた多様な絵本を提供しています。また、従来の絵本コーナーとは別に、玄関にも設けることで、降所・降園後に親子で絵本に親しめる環境づくりに努めています。

さらに、給食後に「絵本の時間」として、子どもたちが休息を取りながら、

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な方策

自ら絵本に親しめる時間を設けています。

保護者に親子で読書に親しむことの大切さを伝えていくと共に、気軽に絵本に親しめる方法や環境について発信していく必要があります。

【今後の取組み】

子どもの発達に応じた絵本の提供や子どもの感性が豊かになる絵本の充実を心がけ、これまで以上に絵本に親しめる環境づくりに取り組めます。

また、親子で読書に親しみ、豊かな心が育まえるよう、絵本や物語を子どもの遊びに発展させるなどの取組みを進めます。

(2) 読み聞かせの推進

【現状と課題】

保育の中に「おはなしの時間」を位置づけ、絵本や紙芝居など、日常的に読み聞かせを実施しています。

また、図書館や読み聞かせボランティアと連携を図り、絵本に親しむ環境づくりに努めています。

【今後の取組み】

引き続き、読み聞かせを啓発するとともに、家庭や地域との連携を密にし、絵本の大切さや絵本を通じたふれあいの大切さを保護者に伝えます。

(3) 絵本の貸出し

【現状と課題】

親子で読書に親しんでもらうため、絵本や紙芝居の貸出しを行っています。その際、貸出しカードに保護者の感想記入欄を設け、保護者の読み聞かせへの意識づけを図っています。

また、園だより等で、おすすめの絵本を紹介し、読み聞かせの啓発を行っています。

【今後の取組み】

保育参観などの際に、子どもたちと保護者や祖父母が絵本を通じてふれあえる行事を新たに企画します。

また、保護者を対象にした読み聞かせや読書活動推進に関する講演会などの行事を企画します。

このほか団体貸出しや保育中に図書館を訪問するなど、図書館を活用し、多くの絵本に親しめる機会を計画します。

4 小中学校における子どもの読書活動の推進

【役割】

国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」では、「子どもの読書習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っている。」「各学校においては（中略）学校図書館の活用を拡大し、言語に関する能力の育成や、人間形成や情操の涵養に重要な読書活動を推進することが要請される。」と明記されています。学校図書館は子どもたちに成長に応じた読書活動の機会を提供するとともに、主体的・創造的に問題を探求しようとする態度を培うための、資料の探し方や図書の使い方の体系的な指導を行う役割を担っています。

また、学校図書館は、児童・生徒が自由に読書したり、自分の課題を調べたり、他学年の人と交流したり、教室とは違う子どもたちの居場所のひとつとしての役割を果たしています。

(1) 教育課程への学校図書館の組入れ

【現状と課題】

平成19年6月に改正された学校教育法では、義務教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が定められています。「学習指導要領（総則）」においても、指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項として、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」とされており、各教科における言語活動の充実、学校図書館の活用、学校における言語環境の整備が求められています。

【今後の取組み】

各小・中学校で学校図書館活用計画を策定し、各教科の学習支援と図書利用の促進、読書時間の確保等に努めます。教員と学校司書が連携し、学校図書館を活用した授業事例を共有するなど、本と子どもを繋ぐ手立てを学校全体で考えます。

(2) 学校図書館の機能強化

【現状と課題】

学校ごとの目標蔵書冊数となる「学校図書館図書標準」は、全ての学校で目標を達成しています(平成29年3月末現在)が、中には内容が古くなった本も見受けられます。学校図書館は、言語活動を支える「読書センター」、学習を支援する「学習センター」、さらに情報活用能力(情報リテラシー)の育成に必要な支援をする「情報センター」の3つの役割を果たすことが望まれます。また、

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な方策

学校図書館の機能を強化するため、資料の整備・充実が求められます。

【今後の取組み】

引き続き、学校図書館図書標準を満たすとともに、新たな情報に対応した図書への更新、幅広いジャンルの蔵書充実を目指し、併せて学校図書館活用計画や校内の資料請求を踏まえた選書を行い、蔵書構成の質の向上に努めます。

また、蔵書を紫外線から守る遮光カーテンやUVカットシートの配備、机や椅子の更新、書架の増設など、各校の状況に応じた環境整備に努めます。

(3) 学校図書館システムの整備

【現状と課題】

全ての小中学校で学校図書館システムを導入しており、蔵書管理・貸借・検索・レファレンス等に的確に対応できるようになっています。また、システムの運用基準を作成し（平成29年4月から運用）、システムの取扱いや個人情報への配慮について、校内で共通理解を図っています。

【今後の取組み】

システムの有効活用のために、パソコンやバーコードリーダー等の周辺機器も含めた整備・更新に努めます。また、市全体での資料検索機能や共同利用に向けてのシステム構築など、図書のより有効な活用を目指します。

(4) 学校司書の配置と資質向上

【現状と課題】

全ての小中学校に専任の学校司書を配置しており、年6回の学校司書研修会を開催し、学校司書間の連携と資質の向上を図っています。

平成26年の「学校図書館法」改正により、学校司書が法的に位置づけられたことから、より一層学校司書の役割の重要性が増しています。

【今後の取組み】

引き続き、市立図書館と連携・協力し、情報交換や学校図書館見学などの研修を重ねて、学校司書の更なる資質の向上を図ります。また、先進的な取組みをしている他県の事例を学ぶために、研修等に積極的に参加し、情報収集に努めます。

(5) 読書習慣の確立

【現状と課題】

子どもたちが読書習慣を身につけ、読書に親しむため、朝読書（始業前10

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な方策

分間の読書時間)や読み聞かせを実施しています。また、保護者会や学校だよりを通じて読書の重要性を伝え、家庭との連携に努めています。

このように、読書習慣が身についてきた子どもも、小学校高学年から中学生になると、部活動や塾通いなど、生活スタイルが多様化し、読書の時間が減少してきます。また、英語教育の拡充等で朝読書の時間の確保が難しくなってきました。また、読書時間の確保が課題となっています。

【今後の取組み】

司書教諭と学校司書、図書委員会等が連携・協力し、朝読書や読み聞かせの実施を継続していきます。

子供の読書活動を推進するためには、学校と家庭の連携が重要です。PTAによる読み聞かせ、週末や家庭の日(毎月第3日曜日)における家族読書の推奨など、家庭と連携した読書活動を継続します。

(6) 市立図書館との連携

【現状と課題】

市立図書館から学校への団体貸出しの実施や、出前図書館を実施しています。また、「砺波市子ども読書月間」等の活動に学校も積極的に参加しています。

【今後の取組み】

引き続き、団体貸出しや出前図書館を実施し、子どもの読書活動を支援します。また、子どもの読書ニーズに応える図書の整備に努めます。

5 図書館における子どもの読書活動の推進

【役割】

平成28年度に策定された「砺波市教育大綱」では、『《主要施策3》 楽しく学び自らを高める生涯学習の推進』のうち、“図書館サービスの拡充”として、「にぎわいと学びを提供する図書館運営」「読書文化の醸成と子どもの読書活動の推進」「新砺波図書館の整備と蔵書・図書資料の充実」が掲げられており、読書活動の中心的な役割を担っています。

(1) 資料の充実と読書環境の整備

【現状と課題】

砺波、庄川図書館には合わせて約30万冊の蔵書があり、そのうち約6万冊が児童書です(平成29年3月末現在)。読書の意義は、読書をする年代によっても異なりますが、それが自然に育まれていくように広い視野から多面的に本

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な方策

と出会う読書環境を整備する必要があります。「砺波市子ども読書活動推進計画」第一次、第二次計画策定以降、「砺波市子ども読書活動推進会議」を定期的に開催し、読書活動推進の進捗・取組の状況の検証及び改善に努めてきました。

砺波、庄川図書館では、読書普及に向けた下記の事業に取組み、読書啓発に努めています。

- ・ 平成10年度より、配本・貸出サービスと読み聞かせを組み合わせた「出前図書館」を開始しました。おはなしボランティアグループと協働し、保育所・認定こども園・幼稚園・小中学校・放課後児童クラブを訪問し、読み聞かせやおはなし（物語や昔話を覚えて、語って聞かせること）、ブックトーク（テーマを立てて、何冊かの本を紹介すること）等で本の楽しさを伝えています。
- ・ 平成22年度より、毎年12月に開催している「砺波市子ども読書月間」では、家庭での親子読書を推進する「家読（うちどく）」に取り組んでいます。また、おすすめの本を紹介するPOP（本の紹介カード）の募集や図書館員おすすめの本の貸出セットなどにより、図書館や本に対する関心を高め、利用促進に努めています。
- ・ 平成29年度より、児童向けのおすすめ本のリスト「フルフル」の作成を始め、読書啓発に努めています。

また、子どもが継続的に図書館を利用するには、保護者世代とともに利用することになりますが、利用は減少傾向が続いています。保護者自身が読書を身近に感じ、読書を楽しんでいる姿を子どもに見せることが子どもの読書活動につながっていくことから、今後も大人が子どもの読書活動の意義を認識できるような読書啓発活動が求められます。

そのために、これまでの取組みを引続き充実させていくほか、蔵書の魅力の向上や、図書館利用促進のための新たな工夫が必要です。

【今後の取組み】

ア 新砺波図書館の開館

平成32年度の開館に向け、「学びをつなぐ図書館」の基本理念のもと、3本の基本方針である「想像力を育み、学びを支援する図書館」「立ち寄りやすくいろいろな情報や人に出会える図書館」「地域の歴史と文化、暮らしや景観を未来へつなぐ図書館」に基づき、蔵書の魅力の向上や図書館利用促進のための新たな工夫を図ります。

イ 児童サービスの充実と職員研修

子どもを知り、子どもの本を知り、子どもと本を結ぶ方法を知ることが、図書館における児童サービスの基本です。成長過程にある子どもの発達段階

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な方策

に応じたサービスを行えるよう、館内で読み聞かせ、おはなし、ブックトーク、レファレンス等の研修会を実施するとともに、県内外で行われる研修会等に参加し、職員の人材育成とサービス充実に向けた体制づくりを進めます。

ウ パスファインダーやおすすめリストの作成

子どもの調べもの(調査研究活動)をサポートするための資料を収集整備し、書架案内及びパスファインダー(特定の主題に関する資料、情報を収集するにあたって、図書館で所蔵する資料を主に情報を提供するもの)など補助資料を作成します。また、おすすめリストの定期的な発刊、SNSの活用などによりリアルタイムな情報の発信に努め、図書館への関心を高めていきます。

エ 乳幼児の保護者への支援(0・1・2歳児絵本事業)

乳幼児期の子どもには、保護者や保育者による多くの言葉がけが大切です。乳幼児を対象としたボランティアグループの活動の支援や、保護者へ絵本の紹介などを通し、啓発に努めます。また、0～2歳児を対象としたおはなし会を企画するなど、乳幼児やその保護者に向けた読書推進を図ります。

オ 障がいのある子どもへの配慮

障がいのある子どもには、障がいのない子と同じ読書ができるよう、障がいの内容に応じた点字付絵本やユニバーサル絵本などの資料の収集・整備や、ICTを活用した読書環境の整備を進めるとともに、障がいのある子どもとコミュニケーションできる人材の育成に努めます。

また、新図書館においてユニバーサルデザインを取り入れるなど、障害のある子どもが利用しやすい施設・設備を整備するほか、図書館サービスを周知し、利用しやすい環境を整えていきます。

カ 蔵書の充実と活用

蔵書の充実を図るとともに、生活に身近なテーマ、社会的に関心の高いテーマ、話題性のあるテーマなどの図書を展示紹介するなど、蔵書の活用を促すことで利用を増やします。また、企画展示等により職員の選書の視点を養い、より幅の広い読書の働きかけをします。

(2) 図書館相互や関係機関との連携・協力

【現状と課題】

図書館では、富山県図書館協会ナビゲーション事業により、子どもの読書に関する講座や読書活動に携わるボランティア活動を支援する講座を継続的に開催してきました。

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な方策

読書環境をより向上させるため、砺波、庄川図書館相互の連携・協力のみならず、学校図書館や地域に根付いた公民館・福祉施設の図書コーナーに本を貸出しするなど、読書のサービス拠点を提供しています。

このような中、読み聞かせボランティアグループへの支援や、健康センター・子育て支援センター・保育所・認定こども園・幼稚園等と積極的に連携・協力し、子どもの読書環境向上を図ることが重要となっています。

【今後の取組み】

ア 保育所・認定こども園・幼稚園等との連携

今後も、出前図書館による絵本の読み聞かせを行うとともに、団体貸出先を増やすなど絵本を積極的に提供することにより、子どもたちが絵本とふれあう機会を増やします。

また、保育士や保育教諭・幼稚園教諭を対象にした研修会や講座の情報を周知するほか、図書館に入った絵本の情報提供や各園での利用状況などの情報を共有し、相互に本に関する知識を深めます。

イ 小中学校との連携

引き続き、小中学校への読書相談や調べもの支援を続けていきます。

「砺波市子ども読書月間」で配布する「家読（うちどく）おすすめリスト」の参考になる幅広い資料の収集に努めます。

また、調べ学習支援として、学習内容に応じた資料や情報を提供するために、学習指導要領に沿った資料の収集に努め、調べ学習の支援を行います。

そのほか、小学生の図書館見学や中学生の「14歳の挑戦」などの職場体験学習を積極的に受入れ、子どもたちの図書館への理解を深める一助するとともに、年6回開催される学校司書研修会へ参加し、情報交換に努めます。

ウ 砺波市立図書館友の会との協働

砺波市立図書館友の会に所属しているボランティアグループや個人による地域文庫の運営、読み聞かせ活動のほか、図書館サービスを周知していくための読書に関する講座の開催など、子どもの読書推進に関わる活動を支援していきます。

(3) 啓発と広報活動

【現状と課題】

子どもたちが読書を身近に感じられる働きかけとして、全国的に行われる行事の中に（社）読書推進運動協議会が主催して行う「こどもの読書週間」があります。砺波・庄川図書館では平成29年度より新たに「ブックスタンプラ

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な方策

リー」として、本に関するクイズや謎解きをするイベントに取り組んでいます。

このように、利用者の裾野を広げていくためには、読書に関するイベントの開催などにより、新たな広報を工夫していかなくてはなりません。

【今後の取組み】

ア 行事・イベントの開催

全国的に行われている「こどもの読書週間」「読書週間」などの企画と連携したイベントの開催などによる読書活動啓発に努めます。また、平成32年度の新図書館開館に向け、ワークショップなどを開催し、市民、子どもたちの機運醸成を図るとともに、理解や関心を高めていきます。

イ 情報発信

図書館サービスや図書館活動をより多くの子どもたちに知ってもらうため、市広報やケーブルテレビだけではなく、ホームページやSNSを活用し、読書を身近に感じられるよう情報発信を目指します。

また、本を選ぶときの参考としておすすめ本のリストを作成するほか、目的に応じた情報の発信や、よりリアルタイムな情報提供に努めます。

このほか、砺波市立図書館友の会やボランティアグループの活動を情報発信していくなど、活動の裾野を広げていくための支援をしていきます。

ウ 子ども向けホームページの開設

子どもが自分自身で図書情報を得られるホームページを開設し、年齢別の人気ランキングを調べたり、読書のきっかけなる情報を提供します。

第4章 連携・協力推進体制

1 推進体制

砺波市ではこの計画を子どもの読書活動推進に関わるすべての人が共有し、家庭・地域、保育所・認定こども園・幼稚園、小中学校、図書館等がそれぞれの役割を果たし、子どもの読書活動を社会全体で連携して推進します。

読書には、人間、時間、空間が必要です。よりよい読書環境を支えていくために、広く市民に読書の楽しさを啓発、広報し、子どもの読書を支援するボランティアの育成と、子どもと本をつなぐすべての人の連携を促進するためのネットワークづくりに努めます。

この計画の施策等を総合的に推進していくために、学識経験者、学校、図書館など、子ども読書活動に関わる団体等からなる「砺波市子ども読書活動推進会議(第三次)」を設置します。

2 財政上の措置

本計画の各種施策を着実に推進するために、関係機関はその役割に応じ、必要な財政上の措置を講じるように努めるものとします。

参 考 資 料

- ・ 子どもの読書活動推進に関する法律
- ・ 砺波市子ども読書活動推進計画(第三次)策定会議設置要綱
- ・ 砺波市子ども読書活動推進計画(第三次)策定までの経緯
- ・ 砺波市子ども読書活動推進計画(第三次)策定委員名簿

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年法律第 154 号 平成 13 年 12 月 12 日公布)

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第 8 条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第 9 条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子ども

の読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は、市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもへの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

砺波市子ども読書活動推進計画(第三次)策定会議設置要綱

(目的)

第1条 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)の趣旨に基づき、砺波市における子ども読書活動に関する施策の計画的な推進を図るため、砺波市子ども読書活動推進計画(第三次)策定会議(以下「策定会議」という)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 砺波市子ども読書活動推進計画(第三次)の策定に関すること。
- (2) その他前号に定める事務に関連し、必要な事項に関すること。

(構成等)

第3条 策定会議の委員は、学識経験者、学校関係者及び子どもの本に関わるボランティアグループの代表者などで構成し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 委員長は互選とし、会務を統括する。
- (2) 副委員長は、委員長が指名し、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代行する。
- (3) 策定会議は、委員長がその議長となる。

(任期)

第4条 委員の任期は、砺波市子ども読書活動推進計画(第三次)策定が終了する日までとする。

(設置期間)

第5条 策定会議の設置期間は、設置の日から策定の日までとする。

(招集)

第6条 策定会議は、委員長が招集する。

(庶務)

第7条 策定会議の庶務は、砺波市立図書館が処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月9日から施行する。

砺波市子ども読書活動推進計画(第三次)策定までの経緯

平成29年

8月23日 第1回 砺波市子ども読書活動推進計画(第三次)策定会議
グループ打ち合わせ

12月26日 第2回 砺波市子ども読書活動推進計画(第三次)策定会議
グループごとの計画(案)の集約

平成30年

1月23日 定例教育委員会にて提案

2月9～23日 パブリックコメント募集

2月27日 第3回 砺波市子ども読書活動推進計画(第三次)策定会議
計画(案)の最終確認

3月 日 教育委員会に提出

砺波市子ども読書活動推進計画(第三次)策定会議 委員名簿

委員

(敬称略)

役職・担当グループ	氏名	職名等
委員長 地域・家庭	柴田 秀紀	砺波市立図書館協議会 会長
副委員長 学校	滋野 淑恵	出町小学校 学校司書
地域・家庭	清澤 百合子	砺波ファーストブックの会 会長
地域・家庭	藤井 祐美	めばえの会 会長
地域・家庭	河合 晃充	砺波市PTA連絡協議会 会長
保育所・認定こども園・ 幼稚園	台蔵 光代	種田保育所 所長代理
保育所・認定こども園・ 幼稚園	山本 友紀子	高波幼稚園 園長代理
学校	中嶋 花木	庄東小学校 教諭
学校	今井 恭平	出町中学校 教諭
学校	中屋 美恵子	庄川中学校 学校司書

事務局

担当グループ	氏名	職名等
学校	高嶋 夏希	教育総務課 学務係主事
保育所・認定こども園・ 幼稚園	三部 修嗣	こども課 保育幼稚園係長
地域・家庭	肥田 啓生	生涯学習・スポーツ課 生涯学習係長
図書館	小西 喜之	砺波図書館 館長 庄川図書館 図書係長
図書館	雄川 環	砺波図書館 整理奉仕係主任
図書館	上野 七瀬	砺波図書館 整理奉仕係司書

砺波市子ども読書活動推進計画（第三次）

平成30年3月

編集・発行：砺波市教育委員会